

交通安全教育資材借用申請要領

1 目的

この要領は、交通安全対策室が所有・管理している交通安全教育資材を、市町村並びに関係機関・団体が効果的に活用することにより、県民の交通安全思想の高揚を図ることを目的とします。

2 貸出教材

- (1) 交通安全 DVD
- (2) 交通安全ビデオテープ
- (3) 飲酒運転危険性体験めがね

3 借用申請方法等

(1) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く）

(2) 借用申請方法

- ・ 当該教育資材を活用する者（借受人）は、原則として、1 週間前までに交通安全対策室（下記）に電話で借用申請をすることとします。

借用申請に際しては、

〔教材番号（教材名）、使用日（返却日）、団体名（企業名）、
部署（係）名、郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名〕

をお伺いします。

- ・ 教材を交通安全関係以外の目的で使用する場合は、貸出しをお断り致します。

(3) 貸出期間等

- ・ 貸出期間は、原則として 2 週間以内とします。（発送・返却日数を含む。）
- ・ DVD、ビデオテープの貸出本数は、原則として 3 本までとします。

(4) 貸出・返却方法

- ①借受人が交通安全対策室（下記）に来庁し、直接受領・返却する。
- ②郵送（貸出送料は県が負担、返却送料は借受人が負担）により貸出・返却を行う。

※次の貸出予約が入っていることがありますので、返却期限は厳守してください。

4 教材の取扱いに関する注意事項

(1) DVD

- ・ 絶対に複製(ダビング)、改変、放送、有料上映等、著作権法違反となる行為並びに疑わしき行為等をしないこと。
- ・ 返却の際、クッション材などで破損防止の措置をすること。

(2) ビデオテープ

- ・ 絶対に複製(ダビング)、改変、放送、有料上映等、著作権法違反となる行為並びに疑わしい行為等をしないこと。
- ・ 整備されたビデオデッキを使用し、特にヘッドはクリーニングテープ等できれいにしてから使用すること。
- ・ 使用後は、必ずテープを巻戻して返却すること。

(3) その他

- ・ 貸出期間中の教材の保管・管理は、借受人の責任において行うこと。
- ・ 借受人から、さらに他者への貸出(いわゆる「又貸し」)は行わないこと。
- ・ 貸出使用料は無料です。
但し、教材を破損させた場合は、直ちに交通安全対策室に連絡するとともに、原則として、借受人において修復・弁償すること。

【借用申請先】

〒950-8570

新潟県中央区新光町4番地1

新潟県総務部県民生活課

交通安全対策室

電話番号 025-280-5136